

参考情報

(1) 平成18年度通知の概要

「指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について」より
(平成18年老計発第0317001号・老振発第0317001号、老老発第0307001号)

<例外的に給付が認められる条件>

対象外種目	状態像	認定調査の結果
ア 車いす及び同付属品	次のいずれかに該当する者	
	(1) 日常的に歩行が困難な者	基本調査2-5(歩行)「できない」
	(2) 日常生活範囲における移動の支援が特に必要と認められる者(※1)	
イ 特殊寝台及び同付属品	次のいずれかに該当する者	
	(1) 日常的に起き上がりが困難な者	基本調査2-2(起き上がり)「できない」
	(2) 日常的に寝返りが困難な者	基本調査2-1(寝返り)「できない」
ウ 床ずれ防止用具及び体位変換器	日常的に寝返りが困難な者	基本調査2-1(寝返り)「できない」
エ 認知症老人徘徊感知機器	次のいずれにも該当する者	
	(1) 意思の伝達、介護者への反応、記憶・理解のいずれかに支障がある者	基本調査6-3(意思の伝達)「調査対象者が意思を他者に伝達できる」以外、又は6-4(介護者への反応)「介護者の指示が通じる」以外、又は6-5(ア～カ)(理解・記憶)のいずれかが「できる」以外、又は基本調査7(ア～テ)のいずれかが「ない」以外
	(2) 移動において全介助を必要としない者	基本調査2-7(移動)「全介助」以外
オ 移動用リフト(除つり具部分)	次のいずれかに該当する者	
	(1) 日常的に立ち上がりが困難な者	基本調査3-1(立ち上がり)「できない」
	(2) 移乗が一部介助または全介助を必要とする者	基本調査2-6(移乗)「一部介助」または「全介助」
	(3) 生活環境において段差の解消が必要と認められる者(※2)	

「車いす及び車いす付属品」については「日常生活範囲における移動の支援が特に必要と認められる者(※1)」、
「移動用リフト(つり具の部分を除く)」については「生活環境において段差の解消が必要と認められる者(※2)」
であることを、適切なケアマネジメントにより把握し、ケアマネジャー等担当者で貸与が必要と判断します。